

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

12月号 Vol.71

今月の SMILE

今年1年のご愛読、誠に有難うございました!

まいど おおきに!

早いもので今日から12月です。2020年も最後の月となりました。

今年の「今月の SMILE」は、ほとんどコロナのことについて書いたような気がします。

上海では11月に感染者がでたので、また再びマスクをする人が増えてきました。また外国からの入国者に対して、いまだに14日間の隔離があります。これでは駐在員の皆さまは、年末、日本に帰国できそうもないですね。思えば、今年の今頃は、自由にそして気軽に飛行機で海外へ出張や旅行できたのに、今はホームリーブさえしづらくなっています。あの頃をしみじみ思う今日この頃です。

コロナのことで、駐在員の皆さまが悪戦苦闘しつつ、いろいろなドラマがあったと思います。今月は、私が聞いたドラマを紹介します。

- ・春節休暇で帰った方が、上海に戻る際に、現地スタッフのために、休暇中の貴重な時間を日本でマスクを大量に購入することに費やし、戻ってきました。現地スタッフは、マスクについては歓迎しましたが、駐在員本人に対して、隔離期間を経ているにも関わらずコロナに感染しているかもしれないということで、近寄ろうとしませんでした。
- ・空港から隔離期間の生活を詳しくSNSで報告し、今後上海に戻る方のために情報をシェアしてくれた。
- ・PCRで、検査の棒を鼻の中でグリグリやられてとても辛かった。
- ・隔離のホテルについて、洗濯しても干すところがない、食事がまずい、タオルの替えがない等のさんざんな生活であった。
- ・日本から持ってきた持病の薬が切れ、国際郵便でも送れないで困っている。
- ・帯同していた家族が一時帰国したが、いまだに上海に戻ってこれない状態が続いている。等々。

このように今までにない“不便”との戦いを克服されて、今、駐在員の皆さまは、上海で働いていると思います。本当にこの一年お疲れ様でした。

このように駐在員さんが、現地法人のために頑張っている姿に、私自身も大いに励まされました。

そして新年2021年を希望と期待をもって迎えましょう!

駐在員の皆さまの2021年が良い年になりますように!!

本年も弊誌「スマイル」をお読み頂いて誠に有難うございました!

来年も引き続き宜しく願い申し上げます!!

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

そしてメリークリスマス!!

Merry
Christmas



マクロ経済情報

10月の貿易額8.4%増、伸び率は縮小[経済]

中国税関総署は11月7日、10月の貿易額(速報値、以下同)は前年同月比8.4%増の4,159億2,200万米ドル(約42兆9,800億円)だったと発表した。5カ月連続でのプラス成長だったが、伸び率は9月から3.0ポイント縮小。輸出の伸びは前月を上回った一方、輸入が失速した。10月の輸出額は11.4%増の2,371億8,260万米ドル、輸入額は4.7%増の1,787億3,940万米ドルで、貿易収支は584億4,320万米ドルの黒字となった。輸出の伸び率は前月から1.5ポイント拡大。一方で輸入の拡大幅は8.5ポイント縮小した。

トランプ政権との摩擦が激化している米国との貿易額は562億8,600万米ドルで、前年同月のデータと照らし合わせると24.6%増加した。うち輸出は22.5%増の438億3,040万米ドル、輸入は32.9%増の124億5,570万米ドル。収支は313億7,470万米ドルの黒字となり、黒字額は18.7%増加した。

■1～10月の輸出、プラスに転換

1～10月累計の貿易額は前年同期比0.8%減の3兆7,126億5,740万米ドルで、内訳は輸出が0.5%増の2兆485億7,720万米ドル、輸入が2.3%減の1兆6,640億8,020万米ドルとなった。累計の輸出は今年に入り初めてプラスに転じた。貿易総額は1～9月に比べ減少幅が1.0ポイント、輸入は0.8ポイントそれぞれ縮小。貿易収支は3,844億9,700万米ドルの黒字だった。

対米貿易額は1.9%増の4,577億5,360万米ドルで、うち輸出は1.6%増の3,538億4,990万米ドル、輸入は3.3%増の1,039億370万米ドルだった。貿易額、輸出、輸入いずれもプラスとなった。収支は2,499億4,620万米ドルの黒字となり、黒字額は前年同期に比べ0.9%増加した。その他の国・地域別の1～10月の貿易額は◇東南アジア諸国連合(ASEAN):5.1%増の5,421億3,830万米ドル◇欧州連合(EU):1.6%増の5,175億4,740万米ドル◇韓国:1.1%減の2,320億7,900万米ドル◇香港:6.8%減の2,167億1,040万米ドル◇台湾:13.0%増の2,095億5,520万米ドルなどとなった。

■日中貿易6.0%増

日本との10月の貿易額は272億500万米ドルで、前年同月のデータと照らし合わせると5.6%増加した。うち日本への輸出は5.7%増の122億9,070万米ドル、日本からの輸入は5.5%増の149億1,430万米ドルだった。

1～10月の貿易額は0.4%減の2,570億4,670万米ドル。うち輸出は1.9%減の1,157億1,460万米ドル、日本からの輸入は0.9%増の1,413億3,210万米ドルだった。中国から見た貿易収支は256億1,750万米ドルの赤字となっている。

中国PPI、10月は前年比-2.1% CPIは11年ぶりの低い伸び

国家統計局が11月10日発表した10月の生産者物価指数(PPI)は前年比2.1%低下と、ロイターがまとめたアナリスト予想の2.0%よりも大幅な低下だった。低下率は9月と同じだった。

新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けていた貿易・製造業セクターは大きく改善しているものの、燃料需要の低迷が重しとなった。消費者物価指数(CPI)は前年比0.5%上昇と、2009年10月以来の低い伸びだった。豚肉価格の下落が背景。ロイターがまとめた予想は0.8%上昇で、9月は1.7%上昇していた。中国の景気回復の脆弱さが浮き彫りになった。

ANZの市場エコノミスト、Zhaopeng Xing氏は「第4・四半期はCPI、PPIともに抑制されると予想している」とした上で、「インフレに関しては、(新型コロナの)パンデミック後の需要増を背景に2021年第1・四半期に上向く見通しだ」と述べた。PPIは前月比では変わらず。9月は前月比0.1%上昇していた。

国家統計局の当局者によると、10月は石油・ガス留出価格が前月比4.9%低下し、燃料処理コストも1.6%低下した。中国では、輸出や製造業の活動が予想以上に拡大している。第3・四半期の国内総生産(GDP)は前年比4.9%増。アナリストは、今年のGDPが小幅なプラス成長になり、来年はさらに力強く拡大すると予想している。

豚肉価格は前年比2.8%低下。前月までは供給不足により、19カ月連続で大幅に値上がりしていた。9月は25.5%上昇だった。変動の大きい食品・エネルギーを除いたCPIコア指数は0.5%上昇と引き続き小幅な伸びにとどまった。

キャピタル・エコノミクス中国担当シニアエコノミスト、ジュリアン・エバンズ・プリチャード氏は「昨年のアフリカ豚熱流行時からの豚肉の供給回復が続く中、CPI上昇率は短期的にはさらに鈍化するとみられる」と指摘。

その上で「政策当局者は食品価格の変動を重視せず、基調的なインフレの回復に焦点を当てる見通しだ。したがってCPI総合指数の伸びが低くても、来年の中国人民銀行(中央銀行)の利上げの妨げにはならないとみている」と語った。



企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第 2 回

前月号では、これから始まる企業会計準則第 14 号-収益(改訂) (以下、新収益基準とする)のコーナーのイントロダクションでした。新収益基準は、第 1 章 総則(第 1~3 条)、第 2 章 認識(第 4~13 条)、第 3 章 計量(第 14~25 条)、第 4 章 契約コスト(第 26~31 条)、第 5 章 特殊な取引の会計処理(第 32~40 条)、第 6 章 開示(第 41~42 条)、第 7 章 関連規定(第 43~44 条)、第 8 章 附則(第 45 条)の 8 章立てとなっています。そして今回は、第 2 章に含まれる「契約の識別」及び「履行義務の識別」を取り上げます。

新収益基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスを顧客に移転し、その移転と交換に企業が権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、収益を認識することにあります。これは恣意性のある売上を計上しないようにするためです。当該原則に従って収益を認識するために、次の 5 つのステップが用いられています。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

では最初のステップである「契約の識別」をみてみましょう。茲で取り上げるのは、契約の要件、契約の結合、及び契約の変更です。

I. ステップ1:顧客との契約を識別する

1. 新収益基準における契約の要件(新収益基準第 5 条)

新収益基準における契約とは、次の要件のすべてを満たす契約を指します。

- (1) 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務を履行することの約束があること。
- (2) 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること。
- (3) 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること。
- (4) 契約に経済的実質があること。
- (5) 顧客に移転することとなる対価を回収する可能性が高いこと。

これまで契約書を結んでいなかったとか、或いは上記の要件を満たしていないで取引をしてきたのであれば、新収益基準が適用開始すると、そのやり方を変えていく必要があります。

2. 契約の結合とは(新収益基準第 6 条)

新収益基準第 6 条は、「契約の結合」に関するものです。契約の結合とは、同一の顧客等と同時に、又は、ほぼ同時に締結した複数の契約について、次のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理することになっています。

- (1) 当該複数の契約が同一の商業目的を有するものとして交渉されたこと。
- (2) 1 つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること。
- (3) 当該複数の契約において約束した財又はサービスが、単一の履行義務と判断されること。

これまで契約内容を幾つかに分けてきたケースがあるかと思いますが、これからは、会計上では単一の契約としてみなさる可能性があります。

3. 契約の変更(新収益基準第 7 条)

新収益基準第 7 条は、契約の変更があった場合の取り扱いについての 3 つの区分での分類が定められています。

- (1) 単独の契約として扱うことができる場合:契約変更により、明確に区別できる商品及び契約価格が追加され、新しく増加した契約価格が新しく増加した商品の独立販売価格を反映している場合には、当該契約変更の部分は、ひとつの独立した契約として会計処理を行う。
- (2) 元の契約に履行済み部分と未履行部分とが区別できる場合:契約変更が、上記(1)に規定する要件に該当せず、かつ契約変更日にすでに移転された財又はサービスと、未だ移転されていない財又はサービスとの間に、明確に区別できる場合には、元の契約は終了したとみなし、同時に、元の契約の未履行部分と変更した部分を新しい契約として統合して、会計処理を行う。

(3) 元の契約に履行済み部分と未履行部分とが区別できない場合:契約変更が上記(1)に規定された状況に該当せず、かつ契約変更日に譲渡済財又はサービスと未譲渡財又はサービスとの間に明確に区別できない場合には、契約変更の部分は元の契約の構成要素として会計処理されるものとする。またすでに認識された収入への影響については、契約変更日に、現在の収益を調整しなければならない。

このように新収益基準は、収益の認識に、契約で定められている内容が非常に重要になります。会計担当者が御社の契約内容をよく把握し、正しい会計処理が行われるように、総経理さんは、そうした環境を整備する必要があります。

II. ステップ2:契約における履行義務を識別する(新収益基準第9-10条)

新収益基準では、契約における取引開始日に、顧客との契約において約束した財又はサービスを評価し、次の①又は②のいずれかを顧客に移転する約束のそれぞれについて履行義務として識別します。

- ① 別個の財又はサービス(あるいは財又はサービスの束)
- ② 一連の別個の財又はサービス(特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス)

ここで留意することは、例えば、約束した財又はサービスが、上記①の吟味により、別個となり得ると判断した場合であっても、契約の目的からすれば、統合した重要なサービスを提供している場合には、当該財又はサービスを移転する約束は、上記②の吟味によって、他の約束と区別して認識できないと判断したとすれば、当該財又はサービスは別個のものではなく、単一の履行義務として処理しなければならないということです。

このように契約の中の履行義務を吟味し、別個のものか、単一の履行義務かの識別を行わなければなりません。来月号では、ステップ3の「取引価格の算定」を取り上げます。

納税信用管理に関する新規定の公布

中国においては、税務機関が納税者を評価する納税信用管理制度があり、納税者をA級、B級、M級、C級、D級といたった5つの等級に分類されます。この等級は満点を100点とし、各種評価指標から減点方式で採点され、90点以上がA級、70点~90点未満がB級、40点~70点未満がC級、40点未満または特定の信用喪失行為が発生している納税者がD級となっています。それに2018年4月からM級が追加され、新設された企業などはこのM級に分類されます。

この度、納税信用体系を完備化するために、国家税務総局が「納税信用管理関連事項に関する公告」(国家税務総局公告2020年第15号)を公布し、2020年11月1日より実施されます。その概要を以下の通りご紹介します。

- 1、非独立採算分支機構を納税信用評価対象に追加する。
非独立採算分支機構とは、企業納税者により設立され、既に税務機関への登録情報確認を完成し、かつ採算方式が非独立採算である分支機構を指す。
- 2、納税信用評価前に指標の再審査制度を追加する。
納税者は指標の評価状況に対して異議がある場合、評価年度の翌年3月に「納税信用再評価(審査)申請書」を記入し、主管税務機関への再評価を申請することが可能となる。
- 3、納税信用評価の採点方法における起算ルールを調整する。
納税者が直近3年間の評価年度内において経常性指標情報と非経常性指標情報を完備している場合、100点から起算する;非経常性指標情報が欠けている場合、90点から起算する。
- 4、D級納税者に対する信用管理措置を調整する。
評価指標の採点によりD級に評価された納税者に対し、従来の翌年もD級評価を維持することから、評価時に11点を控除する調整を行うことに変更された。
尚、直接、D級に判定された納税者に対し、従来と変更がなく、D級評価が2年間維持され、且つ3年目の納税信用はA級に評価してはならない。

税務機関は毎年4月に前年度の納税信用評価結果を発表し、納税者が自ら照会できるサービスを提供しています。評価された等級により税務機関で優遇の付与または管理強化などの措置を行っています。特にD級と評価された場合、税務局から厳しく監督管理され、業務に支障が生じる可能性もあるようです。従いまして、企業にとっては税務コンプライアンスの遵守を徹底するよう、深刻な信用喪失行為を防止していくことが重要です。

人事労務情報

2021年の法定休日が発表されました。

11月25日に国務院弁公庁が来年の法定休日のスケジュールを発表しました(国弁発明電[2020]27号)。
以下の通りです。

- ・元旦:1月1日(金)－1月3日(日)
※ 元旦(法定休日):1月1日(金)
- ・春節:2月11日(木)－17日(水)の7連休
※ 春節(法定休日):2月12日(金)
※ 2月7日(日)、2月20日(土)が振り替え出勤日
- ・清明節:4月3日(土)－5日(月)の3連休
※ 清明節(法定休日):4月4日(日)
- ・労働節:5月1日(土)－5日(水)の5連休
※ 労働節(法定休日):5月1日(土)
※ 4月25日(日)、5月8日(土)が振り替え出勤日
- ・端午節:6月12日(土)－14日(月)の3連休
※ 端午節(法定休日):6月14日(月)
- ・中秋節:9月19日(日)－21日(火)の3連休
※ 中秋節(法定休日):9月21日(火)
※ 9月18日(土)が振り替え出勤日
- ・国慶節:10月1日(金)－7日(木)の8連休
※ 国慶節(法定休日):10月1日(金)
※ 9月26日(日)、10月9日(土)が振り替え出勤日

これが発表されるともう年末だなあと感じますね。



特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 67 回 : 「幸せ」は、「今(環境・条件)」を認め、「今」に“感謝のする心”の中にあり！
“ないものねだり！”は、「不幸」の源泉と考えよ！

「師走」・・・今年も、もう年の瀬の“せわしなさ！”を感じる最終月を迎えました。
そんな中、世界中は、「コロナ感染者」の広がりごとどまるところを知らず、日本でも、“第二次だ！”、“第三次だ！！”と、「新たな感染者」の広がり状況が大きく報道され、一掃騒然とした様相を呈しています。
たまたま今回は、“「幸」・「不幸」の源泉”というテーマを掲げましたが、世間はまさに、「コロナウイルス」という大きな「不幸」の源泉に接しています。
今こそ我々は、“今のコロナ環境”を素直に認め、更なる秩序崩壊を避けるため、例えば、「GO-TO トラベル」が、「GO-TO とトラブル」にならないよう、各人が、率先しておとなしく、「自粛」をし、更なる「不幸の源泉」に触れないようにしてはいかががでしょうか？

あなた、いかが思われますか???

(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>